

改正道路交通法（駐車対策関係部分）施行後における放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について

〔平成17年6月14日付け警察庁丁交指発第93号
警察庁交通局交通指導課長から警視庁交通部長、各道府県警察本部長あて〕

（概要）

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）施行後における放置駐車違反取締りについて、確認標章の取付け、警察署等に出頭した運転者の検挙、放置駐車違反の送致に際しての留意事項について通達するもの。